

工賃向上に向けた新分野進出等緊急支援事業費補助金要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。（以下「規則」という。））第21条の規定に基づき、工賃向上に向けた新分野進出等緊急支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 知事は、原油価格や物価高騰による経費の増加に伴い障害者就労支援への新たな取組み等に関する投機的経費が捻出できない富山県内の就労系障害福祉サービス運営法人に対し、必要な備品や設備等の購入に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次のいずれの要件にも該当する就労継続支援A型事業所又は就労継続支援B型事業所（以下「事業所」という。）を運営する法人とする。

- (1) 令和3年7月以降、連続する3か月の障害福祉サービスに要する光熱費や仕入価格等の経費が前年度同期比で1割以上増加していること。
- (2) 県が実施する工賃向上支援事業の研修に参加する（予定を含む）こと
- (3) 本事業と支援内容が重複すると県が認める、国や市町村等からの支援を受けていないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象経費は、障害福祉サービス利用者の工賃及び賃金（以下「工賃等」という。）水準の向上を図るため、新分野（農業、6次産業化、清掃、施設管理等）への進出や既存商品のブラッシュアップ（高付加価値化や高品質化）に必要な備品や設備等の購入に要する経費とする。ただし、テレビ、事務机、職員の業務効率化のためのパソコンなど、利用者の支援に直接関係しない備品や設備等の購入費及び車両購入費は対象外とする。

(補助基準額等)

第5条 補助基準金額は、1事業所当たり25万円を上限とする。ただし、1法人あたり75万円を上限とする。

- 2 補助金の交付額は、補助対象経費から寄付金その他の収入額を控除した実支出額と補助基準額のいずれか低い額以内とする。

(交付申請書等)

第6条 補助金の交付を受けようとする法人は、工賃向上に向けた新分野進出等緊急支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて提出するものとする。

（交付の条件）

第7条 規則第5条の規定により知事が補助金の交付に付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、関係書類を添えて知事に報告し、その承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他財産については、前号の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過する日のいずれか遅い日まで、知事の承認を受けずに、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第4号）により知事に報告しなければならない。また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。
- (9) 法人が前各号に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に返還させることがある。

(軽微な変更)

第8条 前条第1号に規定する軽微な変更とは、補助金額の増額を伴わず、かつ、次に掲げる変更以外の変更をいう。

- (1) 補助事業の内容を著しく変更すること。
- (2) 入札減などやむを得ない事由以外の事由により補助事業ごとの補助金額を20パーセント以上変更すること。

(交付決定の取消等)

第9条 知事は、補助金の交付決定をした法人が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 不正の手段により補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき。
- (2) 補助金の交付対象経費以外の経費又は費用に補助金を使用したとき。
- (3) 第7条に定める補助金の交付の条件に違反したとき。
- (4) 当該事業所が事業を休止し、又は廃止したとき。
- (5) この要綱の規定に違反したとき。

(実績報告書等)

第10条 補助金の交付を受けた法人は、知事が別に定める日までに工賃向上に向けた新分野進出等緊急支援事業費補助金実績報告書(様式第3号)に関係書類を添えて提出するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年6月21日から適用する。